

## ～新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた 庁舎市民ギャラリー使用ガイドライン～

1. 使用にあたって  
感染拡大防止及び感染予防策として、以下のとおり活動内容の制限があることをご理解ください。  
なお、今後の状況により取扱いを変更する場合があります。
2. 使用者の健康確認  
次に該当する場合は、来庁を見合わせる。
  - (1) 熱(目安は37.5度以上)や、だるさ等の症状がある場合
  - (2) 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合
  - (3) 過去2週間以内に感染が引き続き拡大している国・地域への訪問歴がある場合
3. 感染防止を意識した使用
  - (1) 「咳エチケットやマスクの着用」をすること。  
ただし、熱中症予防とし周囲の人との距離を十分にとった上で、適宜マスクをはずして休憩をしてください。
  - (2) 「手洗い・手指の消毒」をすること。
  - (3) 「3密(密閉、密集、密接)」を避けること。
  - (4) 周囲の人との距離を(できるだけ2m以上)確保すること。
4. 使用後の消毒について  
貸出施設の使用後は、手指などが接触した箇所について消毒液での拭き取りをおこなうこと。(消毒液は貸出します)
5. 新型コロナウイルス感染症を発症した場合の連絡について  
使用終了後2週間以内に、使用者が新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して、速やかに報告すること。
6. その他  
感染防止のために施設管理者が定めた措置の遵守及び指示に従い利用すること。